

当期純利益と包括利益の併存について

金子 輝雄[※]

I. はじめに

企業の財務報告における「当期純利益」と「包括利益」との違い、あるいは「組替調整」(リサイクリング)の意味が、利用者側において果たしてどれだけ理解されているのであろうか。

2011年以降、わが国の企業会計制度においても、連結決算で包括利益の開示が行われるようになったが、この新たな利益概念である包括利益は、従来、損益計算書で公表されてきた当期純利益に取って代わるものではなく、「連結損益計算書」・「連結包括利益計算書」(2計算書方式)または「連結損益および包括利益計算書」(1計算書方式)を通していずれも企業業績を示す重要な指標として共に開示されている。すなわち、当期純利益と包括利益のどちらが業績指標としてふさわしいかという議論に決着を見ないまま併存を認めたわけであるが、その結果として、利益の二重計上を調整するためのいわゆる「組替調整」といわれる修正計算が必要となり、かつてないほど難解な財務報告となっている。

そもそも、会計とは、特定の経済主体の営む経済活動を、認識し、貨幣的数値により測定し、記録し、その結果を集計して伝達するプロセスであり、人間の行為であるといわれている。特に財務会計は、企業が社会に対して会計情報を伝達することを目的とすることから各種の社会的制度によって規制される性質をもつ。一般に、社会的制度はその経済的基盤の要請ないし目的を反映するとされるが、当然、会計制度もそれに従属した機能(それに奉仕する機能)を果たすものと、筆者は認識している。当期純利益と包括利益の併存の問題も、その基礎に、このよう状況をもたらした経済的基盤の要請ないし目

的があって会計制度がそれに従属した結果ではないかという仮説のもとに、両利益概念が併存するに至った経緯、併存がもたらす諸問題、概念上の相違点、併存の経済的要因を検討し、さらに問題の解決のため具体的な提案を筆者なりに示している。

なお、筆者がサバティカルを利用して参加した2012年のフランス語圏会計学会の年次大会(フランス、グルノーブル大学)でもメインテーマとして当期純利益と包括利益の関係が論じられ、この問題がEU諸国でも重要な問題となっていることを改めて認識した。

II. 当期純利益と包括利益

1. 当期純利益と包括利益の定義

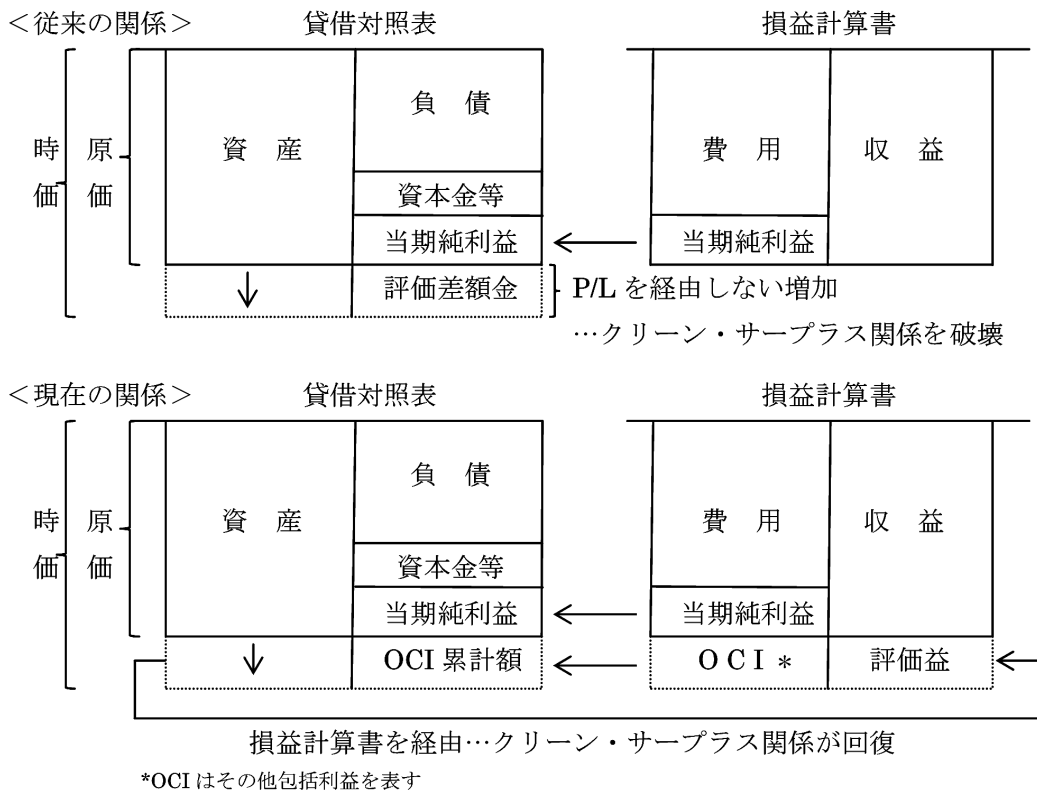
企業会計原則の「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない」(第二、一)という規定にもあるように、従来、わが国の損益計算書は個別・連結を問わずその末尾は「当期純利益」が表示されていた。若干の例外はあるものの、基本的には、現金および現金同等物の流入によって実現した収益とそれを獲得するために費やされた費用とが記載され、収益と費用の差額、言い換えれば収支を基礎とする投下資本回収余剰として当期純利益が測定・開示されていた。企業会計のシステムとしてもこの損益計算を中心とした体系であった。すなわち、収益認識における実現主義と資産評価における取得原価主義が基

※ 青森公立大学准教授

本となっていた。しかし、資産評価における取得原価と時価との乖離およびそれを利用した益出しといった経営者による裁量行動が批判され、また実態開示という趣旨から時価評価の必要性が叫ばれるようになり、加えて、会計基準の国際的コンバージェンスの流れの中で、金融商品会計基準、減損会計基準、退職給付会計基準、リース会計基準等、基準の新設・改訂が相次ぎ、損益計算というよりは、貸借対照表のリアリティーの回復という観点から会計システムの見直しがなされてきた。その結果として貸借対照表項目における時価評価および割引現在価値評価の対象が拡大ⁱⁱ することになったのであるが、他方、売買目的有価証券の評価益等ⁱⁱⁱ の一部を除いて、

時価評価に係る評価損益は実現可能ではあるがリスクから解放されていないという理由で、収益・費用としてではなく、また負債でも株主資本でもないということで、株主資本以外の純資産の項目として当該評価差額が取り扱われることになった。これは資本概念の衰退^{iv} と純資産概念の台頭をもたらしただけでなく、貸借対照表に資本・負債以外の貸方項目を設けたことにより、結果として会計システムとして重要な関係である損益計算書との連携関係(クリーン・サープラス)が失われることとなったのである。以上の状況が図表1で〈従来の関係〉として示されている。

図表1 貸借対照表と損益計算書の関係



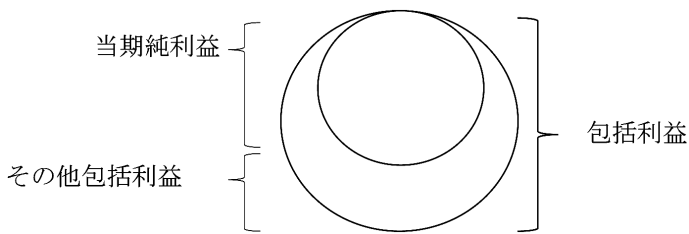
また、「当期純利益」の定義にも変化がみられる。討議資料「財務会計の概念フレームワーク」によれば、当期純利益とは、「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、

報告主体の所有者に帰属する部分」(第3章9節)とされ、かつての損益法に基づく定義から、財産法による定義へと変化し、会計の中心が損益計算書から貸借対照表へ移行していることを感じさせるものとなっている。包括利益が導入さ

れることになった目的の1つに、会計システムの根幹である損益計算書と貸借対照表の連携関係（クリーン・サープラス）^①を回復するという目的があった。2010年公表の「包括利益の表示に関する会計基準」によれば、「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいうとされ、包括利益が純資産との関係で定義されていることがわかる。さらに「その他の包括利益」を定義し、それは包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分をいうとされ、個別財務諸表においては包

括利益と当期純利益との間の差額であり、連結財務諸表では包括利益と少数株主損益調整前当期純利益との間の差額であるとされる（4・5項）。持分所有者との取引を除いた純資産の変動分を損益計算書等に当期純利益またはその他包括利益として記載し、その結果を貸借対照表に記載すればクリーン・サープラス関係は図表1の〈現在の関係〉のように回復する。また包括利益の上記の定義によれば、当期純利益と全く異なる利益ではなく、当期純利益をその一部として内包する利益ということである。個別財務諸表を前提に包括利益と当期純利益の関係を図表2のように描くことができる。

図表2 当期純利益と包括利益の関係



その他包括利益の内訳項目は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額等である（7項）。これらは時価・金利・為替相場等の変動に係る未確定の損益であるが当該期間のその他包括利益として包括利益に算入され開示される。しかしながら、現行の「連結損益計算書」・「連結包括利益計算書」または「連結損益および包括利益計算書」では包括利益だけでなく当期純利益も依然として開示されるため、これらの未確定の損益が確定したときは、確定した時点の属する期間の収益または費用として、今度は当期純利益の計算に含まれることになる。

この場合、一度その他包括利益として計上された損益が、再度、当期純利益として計上されることになるので二重に包括利益が計上されてしまうことになる。これを回避するために、過去のその他包括利益を減額しその分を当期純利益に付け替えるという、いわゆる「組替調整」(リサイクリング)が必要となるのである。算式で示

せば次のとおりである。

当期包括利益＝当期純利益＋当期に認識されたその他包括利益－当期中にその他包括利益から当期純利益に組替調整された金額

2. 組替調整の問題

簡単な事例を用いて当期純利益、その他包括利益、および組替調整の関係を明らかにしたい。

損益および包括利益計算書

	(前期)	(当期)
売上収益	180	180
諸費用	140	140
有価証券売却益	—	30
当期純利益	40	70
有価証券評価益	30	-30
包括利益	70	40

- ①前期末において取得原価100の有価証券を時価の130で評価替えした。
- ②当期において上記の有価証券を130で売却し

た。

③他に前期・当期のいずれも売上収益として180、諸費用として140を計上する。

前期に生じている有価証券の評価益は実現した収益ではないので当期純利益には算入されないが、その他包括利益として包括利益に算入される。当期になって有価証券を売却したことにより、先の評価益が、実現した収益である有価証券売却益として当期の当期純利益に算入されることになるが、包括利益の計算では当期純利益に含められた有価証券売却益は前期にすでに評価益として包括利益に算入されたものであるから、二重計上を回避するため当期の包括利益から当該評価益をマイナスすることになる。矢印の処理がそのための組替調整である。設例では簡単な事例を用いたが、現実はかなり複雑なものとなる。また、当期純利益と包括利益の変動に注目すると、有価証券を売却した期に当期純利益が増加するのは自然に理解できるが、包括利益は逆に減少してしまうというのは感覚として理解しがたいところがあるように思われる。また、リサイクリングをしないという考え方もあるが、その場合、当期純利益は開示されない。そもそも、この組替調整は当期純利益と包括

利益を併存させることからくる調整手続きであるから、どちらかの開示をやめてしまえば解消する問題でもあるが、それでもなおいずれも有用な業績指標であるとして存置されている。フランスでは、その他包括利益の純資産直入方式がすでに浸透していたこともあり、新たに当期純利益と包括利益を併存させることに対して、主に投資家サイドから批判がなされている。その理由として、実態を明らかにすることを目的として計上されたその他包括利益が、包括利益の変動をより一層強め、かえって企業業績を不透明にしているということ、および基準設定機関が組替調整の対象範囲を明確に示していないといった点が指摘されている²⁾。包括利益の変動性についてはわが国においても問題とされている。

3. 包括利益の変動性

伊藤 (2012) は包括利益の変動性に関するフィールド・スタディーを行っている。図表3では2011年3月期の1,991社（金融・電力・ガスを除く）の連結財務諸表に基づいて作成された業種別の当期純利益に対する包括利益の変動の割合が示されている。

図表3 業種別変動割合

	少数株主調整前 当期純利益	その他の包括利益			包括 利益
		その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の「その 他の包括利益」	
水産・鉱業・石油・ゴム	100	-9.9	-14.9	-4.2	69.9
建設	100	-31.6	-6.1	-4.3	57.9
食品	100	-8.9	-66.0	-0.9	24.0
紙パルプ・繊維	100	-22.7	-53.1	-5.5	17.8
化学・医薬品	100	-7.5	-35.7	-2.6	53.6
窯業・鉄鋼・非鉄金属	100	-15.2	-24.4	-6.6	53.5
機械	100	-8.1	-28.7	-1.5	61.5
電気機器	100	-10.9	-57.1	-0.7	27.7
精密機器	100	-8.1	-43.8	-0.3	49.4
自動車・輸送機・造船	100	-1.3	-47.4	-2.2	49.9

その他製造	100	-15.6	-45.6	-0.6	37.4
商社	100	-4.4	-25.8	-0.9	67.3
小売業	100	-7.5	-1.4	-0.3	90.8
不動産	100	-10.6	-11.2	-1.7	76.7
陸海空運	100	-12.3	-19.5	-6.9	50.8
倉庫・運輸・通信	100	-4.3	-4.8	-0.9	85.9
サービス	100	-2.8	-9.6	-0.4	86.8
全体	100	-7.4	-30.0	-2.0	59.0

(注) 当期純利益を100としたときの包括利益、および「その他の包括利益」の割合(出所)伊藤(2012) p.258

全業種において、その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定およびその他の「その他の包括利益」のすべてがマイナスを示しており、株価の下落と円高の影響を受けていることがわかる。とりわけ紙パルプ・繊維、食品業および電

気機器等輸出型の業種で減少幅が大きい。伊藤によれば、国内型産業である小売業や持ち合い株式の少ない新興企業を含むサービス業では変動幅は相対的に少ないという。

図表4 上場市場別変動割合

	少数株主調整 前当期純利益	その他の包括利益			包括利益
		その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の「その 他の包括利益」	
東証一部	100	-7.5	-30.6	-3.6	58.3
東証二部	100	-8.5	-14.1	-0.7	76.6
JASDAQ	100	-1.6	-17.4	-0.8	80.2

(出所) 同上書 p. 258

図表4では市場別に当期純利益に対する包括利益の変動の割合が示されている。持ち合い株式が比較的少ないといわれているJASDAQ市場においてはその他有価証券評価差額金の影響は少ないようである。また、海外依存度が高い東証一部では為替換算調整勘定の影響が他の市場に比べ大きいといえる。財務諸表の利用者からすれば、仮に当期純利益を業績評価尺度と考えていたとしても、包括利益のこのような変動を完全に無視することはできないであろう。意思決定に幾らかの迷いを与えるという意味で、包括利益の開示が却って企業業績を不明瞭なものにしているのではないかと考えられる。伊藤(2013)^{vii}は、経営のサイドから、「包括利益が企業の業績

評価尺度として定着した場合、日本企業は、ボラティリティが高く、より制御が困難な利益尺度を使って経営しなければならなくなる。そのときには、持ち合い株式が事前に売却されるかもしれない。包括利益の表示は、単なる会計基準の変更にとどまらず、日本企業の経営行動に大きな影響を与える可能性がある」という。たとえば経済誌で包括利益のランキングが発表されてそれを気にしない経営者はいないであろう。利益の変動性を嫌う経営者であれば、持ち合い株式や海外企業活動の在り方を見直すことになるだろう。さらに、経済政策の観点からも包括利益の変動が景気循環増幅効果(Procyclicality)をもたらすということが懸念されるであろう。

Ⅲ. 利益概念の分類

1. 利益の基本概念

時価をベースとした利益の測定と開示が最初に提唱された公的文書はアメリカ会計学会公表の『基礎的会計理論』（1966）であるが、その理論的基礎として作成委員の一人であるペドフォード（1965）の利益測定論¹⁰の存在が知られている。古典ではあるが利益測定に関する理論的フレームワークを提示している数少ない研究成果であるので、これを取り上げ、概念を検討するための基礎としたい。

氏は、先ず、利益の本質的な概念として(1)心理的利益、(2)実質的利益および(3)貨幣的利益といった3つの利益について論じている。心理的利益は、個人の欠乏を満たそうとする欲求が人間の活動を導くという意味で、これを人間の活動を導く基本的な力として定義する。しかしこの概念は量的測定が困難であるという。実質的利益は心理的欲望の充足のための一つの手段である財およびサービスの純流入として定義される。この概念は時代や文化の違い、および個人ごとに心理的価値が異なるという点で、心理的利益を平均的に表す利益であるとする。そして、貨幣的利益は財およびサービスを獲得する一つの手段であり、一層心理的利益から離れていることから経済活動を動機付けるための基本的利益概念になり得ないのであるが、貨幣的利益を獲得しようとする目的は慣習的な思考様式のなかに深く浸透しており、貨幣的利益が心理的利益を増加させる限りにおいて意思決定目的にこれを採用する社会的制約はないとしている。

一般的に、企業というものは社会が必要とする経済的価値すなわち財およびサービスを供給する責任があると理解されていることから、企業利益というものは実質的利益に限定されるべきであると考えられている。他方、政府や教会等の非営利部門は心理的利益に対して責任があると考えられている。

企業の存在が社会的に正当化されるのは個人が必要とするものを生産しているからである。したがって企業利益というものは個人が企業に対して生産の代価として支払った報酬というこ

とになる。この報酬が企業活動を動機付ける力とみるのは望ましくないのであるが、簡単に測定できることや他に明確な動機付けの手段が見いだせないということから、実際的な見方として、報酬としての企業利益が動機付けの力であるとされる。

しかし、企業活動を動機付けるものは実現した利益ではなく、設備投資の意思決定などにみられるように期待される将来の利益である。動機付けの力となる企業利益として、(1)主観的利益、(2)実現可能利益ないし市場利益、および(3)実現利益ないし取引利益があるとしている。主観的利益とは、個人が1つの資産あるいは資産グループから生じるであろうと期待される受取額の現価である。測定上の困難さはあるが、経営計画においては有用な情報となる。実現可能利益は時価が増加した資源を販売したとすれば実現できたであろう利益を指している。したがって実際にそれが販売されるまではあくまでも実現可能のままである。時価が市場における主観価値の相互作用によって形成されるということからすれば、時価は主観的価値の平均値であるといえる。これに対して、実現利益は販売の完了あるいはそれに代わる客観的な事実を基に認識されるものである。

2. 利益概念の利用目的別分類

企業経営における有用性の観点から、企業利益は(1)当期利益、(2)長期利益および(3)包括的利益に分類される。当期利益は近い将来実施される諸活動について経営者の意思決定に影響を与える利益である(生産者利益)。長期利益は、企業が将来遂行する活動の種類に対して長期的な影響を与える諸活動についての経営者の意思決定に影響を与える利益であり(消費者利益)、予期された避けられない費用が考慮される。そして包括的利益は、企業の生存および拡張の機会に関係する利益であり、予期された不可避の費用および予期されない利得・損失を含むものである。図表5では、企業利益の性質と利用目的別利益の関係が示されている。

図表 5 利益概念の利用目的別分類

企業利益の性質	利用目的別に分類された利益		
	当期利益	長期利益	包括的利益
主観的利益	概念 1	概念 2	概念 3
実現可能利益	概念 4	概念 5	概念 6
実現利益	概念 7	概念 8	概念 9

3. 利益概念の源泉別分類

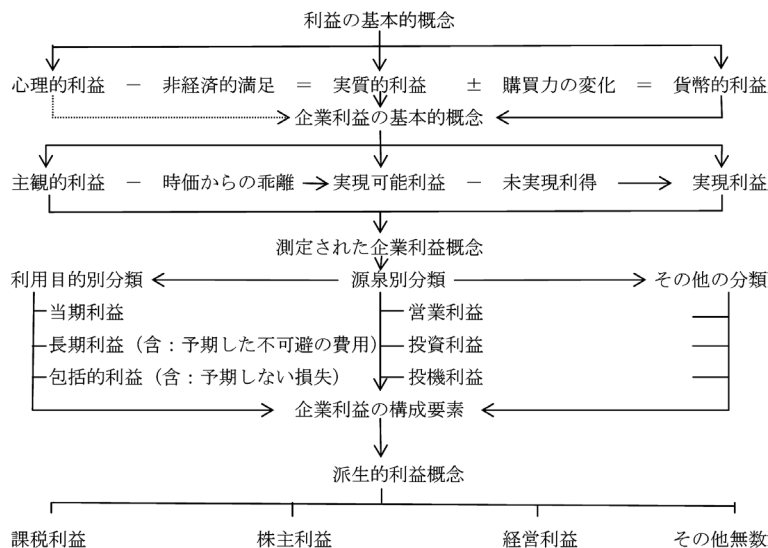
他方、企業利益はその源泉の性質にしたがって(1) 営業利益、(2) 投資利益、および(3) 投機利益に分類される。営業利益とは、営業収益とその収益を生み出すために使用された資源の現在の再調達原価との対応により得られる利得である(付加価値)。この概念は資源を組み合わせ、社会のために財ないしサービスを生産する際の経営者の営業上の能率を明らかにする。投資利益とは資源を保有することにより得られる利得であり、賃貸料、利子、およびすべての資産の時間の経過に伴う増価が含まれる。その

測定は再調達原価から取得原価を控除することによって算出される。投機利益とは技術革新および投機活動から得られる利得である。この種活動から得られる利得および損失は、ほとんどの場合、予測不可能である。利益の基本概念を源泉別に分類したものが図表6である。また、これまで取り上げた各利益概念の相互関連が図表7に示されている。ベドフォードは利益の利用目的別・源泉別分類の組み合わせにより最終的に課税利益、株主利益および経営利益といった派生的利益概念が導出されるとしている。

図表 6 利益概念の源泉別分類

企業利益の性質	源泉別に分類された利益		
	営業利益	投資利益	投機利益
主観的利益	概念 1	概念 2	概念 3
実現可能利益	概念 4	概念 5	概念 6
実現利益	概念 7	概念 8	概念 9

図表 7 利益の本質



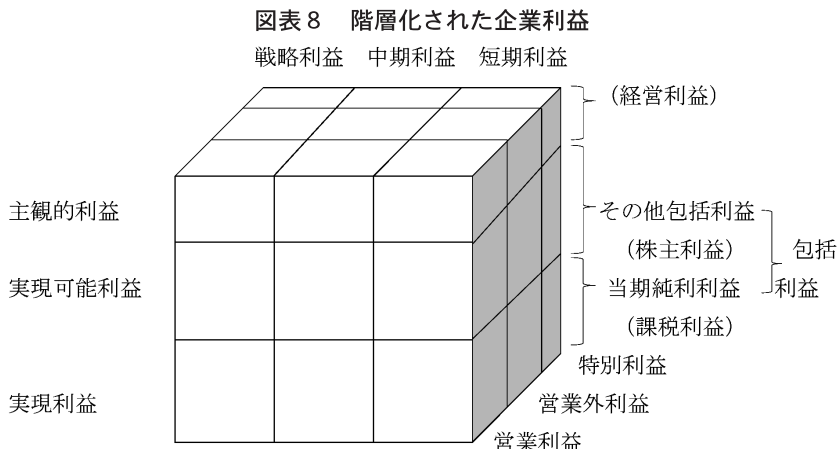
IV. 両利益概念の併存について

1. 両利益概念の相違点

次に、ベドフォードが示した諸利益概念と当期純利益および包括利益の関係を考えたい。企業利益の基本概念と利用目的別分類および源泉別分類を組み合わせると例えば図表7のように27ブロックに細分・階層化した形で描け

るのではないだろうか。また、ベドフォードは時価として再調達原価を選択しているのであるが、時価そのものの定義はここでは問題としない。

実現利益、実現可能利益、および主観的利益の違いは「実現」のタイミングである。それぞれ過去、現在、および未来という違いはあるものの、全て最終的に実現利益となるが、概念的には区別されなければならないものである。



利用目的別分類の当期利益、長期利益、および包括的利益という分類の呼称は、図中、意思決定のとの係わりでそれぞれ短期利益、中期利益、戦略利益と言い換えた方が明確になるであろう。また源泉別分類の呼称も現行の損益計算書の様式に合わせれば、便宜的に、投資利益および投機利益をそれぞれ営業外利益および特別利益と置き換えることができる。階層別にみた場合、下層は実現利益に基づく利益であり源泉の如何に関わらずすべて損益計算書に収容され当期純利益として示される。ベドフォードがいう派生的利益概念でいえば課税利益といえるかもしれない。中層は実現可能な段階で認識・測定される利益である。実現可能な段階で企業価値が増大すると考えるなら、株主にとっても利益であろうから株主利益ともいえる。上層の主観的利益は客観性の面で問題があることから制度上一部の例外を除き採用されていないのであるが、経営意思決定の場面で用いられるということから経営利益といえるであろう。

さて、現行の財務報告で開示されている当期純利益と包括利益を図に当てはめるとどのよう

になるのであろうか。実はやや複雑である。当期純利益は厳密には図の下層ではなく売買目的有価証券の時価評価による評価益の当期純利益への算入といったように一部実現可能利益を含んでいる。実現可能利益の一部としての、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整額、および退職給付債務の数理計算上の差異は、その他包括利益として取り扱われる。つまり、現行の当期純利益は厳密には実現利益ではなく、またその他包括利益も実現可能利益のすべてを取り上げているわけではなく部分的に開示しているだけなのである。基本的に異なる利益概念をいずれも不完全な形で取り上げているわけであるから、最終的な包括利益もその意味がはっきりしなくなるのも当然である。前述した包括利益の不明瞭さの問題は根本的にここに原因があるのではないだろうか。その他包括利益が実現可能利益を部分的でしか取り上げていないのであるから、業績評価指標として、当期純利益をなくすることができないのである。当然ながら組替調整も実施されなければならない。

ところで、従来は当期純利益という指標だけで利害調整と情報提供の両機能が果たされると考えられていたのであるが、近年の公正価値^{vii}という用語の普及に伴い、やがて利害調整機能と情報提供機能が分けて論じられるようになり、利益情報の中身も次第に当期純利益から実現可能利益、さらには主観的利益の測定が志向されるようになってきた。しかしながら、貸借対照表における取得原価評価と時価評価の併存と同様、当期純利益と包括利益といったタイプの異なる利益の併存など、1つのシステムに両者を収めようとするに対して、少しずつ矛盾が露呈し始めている^{viii}。

2. 両利益概念の背景

では、両利益概念が併存せざるを得なくなった背景事情を考えたい。いくつかのアプローチがあるであろうが、ここでは弁証法的会計方法論^{ix}に基づき、資本価値の変容と会計の対立という図式で検討する。

辻山 (2013) は、現代会計における混迷をアポリアと形容して、その根本原因として、会計モデルの基底に横たわる基本思考の決定的な対立を指摘する。伝統的なモデルが、企業の価値創造能力に関する情報を発信するものであるのに対して、現在は企業価値ないしは企業のストックに関する市場の評価額が会計情報の基礎になるというのが代替的なモデルである。伝統的なモデルが投資原価の回収という事実を何よりも重視するという事業経営者の視点が色濃く投影されているのに対して、代替的モデルは、現代の世界経済においては金融セクターが主役であるという固い信念のもと、企業のアウトサイダーの立場から投資の回収機会を判断しようとする投資家の視点が反映されており、両者の間には相容れない見解の相違かあるとする。金融セクターが主役であるという信念は米国公認アナリスト協会 (CFAI) を通して国際会計基準審議会 (IASB) や米国財務会計基準審議会 (FASB) に強い影響を及ぼしているという。辻山は、続けて、現代会計における当期純利益と包括利益といった企業業績をめぐる見解の対立は、現代の経済社会における投資の回収手段の多様化に伴

う金融セクターに代表される外部投資家の視点の内部化、もしくは経営者による投下資金の回収手段の多様性が背後にあるのであり、主要な資金回収手段をどのように捉えるかによって選択されるモデルが異なるという。とりわけ「実現」概念の変容に注目すべきであるとする。

田中 (2013) は、さらに一步踏み込んで、このような状況を資本の現象形態の変化と対立として説明しようとする。

「資本や資本価値も、それぞれの現象形態を通じて現象し認識されるものである。産業資本主義が主要な資本形態であった時代には、資本価値形態もおもに産業資本循環過程を通じて形成されていた。したがって、取得原価や再調達時価などがこの時代の一般的な資本価値形態として認められていた。」「ところが、産業資本の優位性が揺らいできて、いまでは擬制資本 *fictitious capital* と投機的資本が癒合した形での投機的擬制資本が急激に拡大している。それに伴って、擬制資本の資本価値形態である割引現在価値が、現代の主役的なさらには一般的な資本価値形態になりつつある。」^{xiv}

当期純利益と包括利益の併存の経済的要因は、辻山と田中がそれぞれ述べているように、生産や販売といった企業の価値創造能力として投資原価の回収という事実を何よりも重視するという産業資本主義の視点と金融セクターが主役であるという固い信念のもと企業のアウトサイダーの立場から投資の回収機会を判断しようとする投機的擬制資本の視点の対立として理解することができる^{xv}。

では、どちらの視点を重視すべきであろうか。岩井 (2005) が言うように、産業資本主義の時代を終えポスト産業資本主義を迎えているといわれる今日、かつてのようにカネや資本さえあれば原材料を調達し製品を販売して十分利益を獲得できた時代では確かに金融資本は重要であったであろうが、現在のようにマーケットが成熟している環境の下では、カネの力は相対的に低下し、カネよりも優れた個人や組織の力がものをいう時代である^{xvi}。また、会社と株主の間には株主権というモノの関係が存在するだけだが、同時に、会社には株主とは独立して法人という

法的に独立した人格が付与されている。会社はモノという側面とヒトとしての側面の両方を併せ持っている^{vii}といえるが、今、ヒトとしての会社の社会性が問われ始めている。ベドフォードが言うように企業というものは社会が必要とする経済的価値すなわち財およびサービスを供給する責任があるとの原点に帰れば、事業経営者の視点である、価値創造能力として投資原価の回収を表す当期純利益が選択されるべきということになる。

3. 改善に向けた提案

企業会計基準委員会（ASBJ）が2008年3月に公表した企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、現行の有価証券報告書には「金融商品の時価等」

	損益計算書	
	(前期)	(当期)
売上収益	180	180
諸費用	140	140
有価証券売却益	—	30
当期純利益	40	70

また、イギリスのように、利益を、営業活動の成果と、経営基盤資産の価値変動および処分に関する利益とに区分して、前者を損益計算書に、後者を総認識利得損失計算書に分けて開示するというやり方も考えられるであろう。

V. おわりに

1つの財務報告の中で当期純利益と包括利益という2つの業績指標が同時示され、二重計上を排除するために組替調整が行われるという状況は明らかに難解である。このような状況をもたらしたのは資産評価における時価評価の拡大と再評価差額の増加である。従来は純資産直入とされ損益に影響させないということであったが、いつしかクリーン・サープラスが問題とされるようになり、これを受けて、評価差額が当期純利益に算入されないその他包括利益として

に関する情報が記載されている。内容としては金融商品の種類別連結貸借対照表計上額とその時価および両者の差額ということであるが、これを繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額にまで拡大し、「包括利益情報」として項目別にその他の包括利益、組替調整および包括利益を開示する方法も考えられるのではないだろうか。これにより当期純利益を主要な業績評価指標として位置付けることができる。もとより、資産評価は取得原価を基本とし、減損処理等確定的な評価減を行う以外、時価評価はしないようにすればクリーン・サープラスも維持できるし補足情報という位置付けにはなるが、従来どおり包括利益に関する情報も開示されるのである。金融商品の事例を先の設例を基に示すと次のようになる。

有価証券	包括利益情報	
	(前期末)	(当期末)
取得原価	100	0
時価	130	0
その他包括利益	30	0
組替調整額	0	-30
当期純利益	40	70
包括利益	70	40

計上され、それを収容すべく新たな利益概念として包括利益が「連結損益計算書」・「連結包括利益計算書」または「連結損益および包括利益計算書」に誕生することになったのである。しかし設例にも示したように当期純利益と包括利益を同時に示し、リサイクリングを行った結果は不自然なものであった。また、ベドフォードが示す利益概念からすれば、当期純利益とその他包括利益は基本的に異なる企業利益であり、それぞれ不完全な形で測定しそれを合計した包括利益は業績指標としては当然、不明瞭なものとなる。そのようにしてまで企業会計を混乱に至らせた経済的要因として、産業資本主義の視点と擬制的投機資本の視点の対立を指摘した。財務会計は、その経済的基盤の要請ないし目的を反映しそれに従属した機能（それに奉仕する機能）を果そうとするのであるが、岩井が言うようにカネの力が相対的に低下し優れた個人や組織の力がものをいう時代となり、また、ベドフォー

ドが言うように社会が必要とする経済的価値すなわち財およびサービスを供給するという企業の使命を考えた場合、価値創造能力を表す当期純利益が主要な業績指標利益として政策的に選択されるべきである。現状を改善する私案として、資産評価は確定的な評価減を除き取得原価を基本とし、金融商品の時価等の開示にならい、包括利益情報を補足情報として開示するという試案を提示した。

(2013年12月2日受付、2014年1月20日受理)

謝 辞

最後に、サバティカルという形で会計研究における示唆を得る機会を与えていただいた青森公立大学および公益財団法人青森学術文化振興財団に対して感謝申し上げます。

参考文献

- American Accounting Association (AAA). (1966) "A Statement of Basic Accounting Theory", A A A. (飯野利夫訳 (1969) 『基礎的会計理論』国元書房)
- Bedford, N.M., (1965) "Income Determination Theory: An Accounting Framework", Addison-Wesley Publishing Company. (大藪俊哉・藤田幸男共訳 (1984) 『利益決定論・会計理論的フレームワーク』中央経済社)
- GÉLARD Gilbert (2012), "Résultat net, résultat global, recyclage: la grande confusion", *Revue Française de Comptabilité*, No.456, juillet-août 2012.
- International Accounting Standards Board (IASB). (2012) International Accounting Standard 1. *Presentation of Financial Statements*, IASB. (June 2011)
- International Accounting Standards Board (IASB). (2012) International Accounting Standard 33. *Earnings per Share*, IASB. (June 2011)
- International Accounting Standards Board (IASB). (2012) International Financial Reporting Standard 9. *Financial Instruments*, IASB. (December 2011).
- 安藤英義 (2010) 「簿記の財務会計化と『資本』衰退への危惧」『会計』第177巻第6号
- 石川純治 (2013) 「OCIの諸相－OCI／リサイクルリングの相対化」『経営財務』2013年9月30日号
- (2009) 「金融商品会計基準の改定案をどう見る－何が利益なのか－」『経営財務』2009年10月5号
- 伊藤邦雄 (2012) 『現代会計入門<第9版>』日本経済新聞出版社
- 岩井克人 (2005) 『会社はだれのものか』平凡社
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) (2006) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会
- 桜井久勝 (2013) 『財務会計講義』(第14版) 中央経済社
- 嶋和重・鈴木昭一・金子輝雄(2011) 『基本財務会計論』(改訂版) 同文館出版
- 田中章義 (2013) 「弁証的会計方法論と資本概念の復権」『会計』第184巻第5号
- 辻山栄子 (2013) 「現代会計のアポリアー対立する二つのパラダイム」『早稲田商学』第434号
- 橋本尚・山田善隆 (2012) 『IFRS会計学基本テキスト(第3版)』中央経済社
-
- i 嶋・鈴木・金子 (2011) p.3およびp.13
- ii 取得原価で評価される項目と時価評価される項目が貸借対照表に混在している状況は、混合会計モデルまたはハイブリッド型会計モデルといわれている。また、その混在を是認する意味合いでホーリスティック観という造語も見られるところである。
- iii 有価証券等の金融商品の評価は複雑であり、なおかつ現代会計では重要な資産なので、教科書的ではあるが、その取扱いを以下に示す。

種類	評価基準	評価差額の扱い	
		個別損益計算書	連結損益包括計算書
売買目的有価証券	時価	当期純利益に含める	同 左
満期保有目的債券	原価 or 償却原価	当期純利益に含める	同 左
関係会社株式	原価	—	—
その他有価証券	時価	純資産直入又は評価損のみ計上	その他包括利益

- iv 安藤 (2010) p.2
- v クリーン・サープラスとは、損益計算書と貸借対照表の連携関係を示す言葉であるが、前者が原因を示し後者がその結果を示すという原因と結果の因果関係を意味するのであり、複式簿記を前提とすれば基本的な関係である。
- vi GÉLARD はその理由として、そもそも当期純利益に算入されない損益というのは用語として矛盾していると述べ、さらに、IAS33の「1株当たり利益」情報における利益は純利益であると規定するものの包括利益によることも認めていること、および、組替調整もその他の包括利益のすべてが対象というわけではなく、固定資産再評価差額金や退職給付債務の保険数理差異およびこれらの税効果などは対象外と例示されているが、対象となるものとそうでないものとの明確な線引きがなされていないということを指摘している (GELARDp.40)。これに対して、わが国では、「当期純利益」を用いること、および組替調整の対象も基準上は明確にされている。
- vii 伊藤 (2012) p.259
- viii Bedford (1965) のchapter3,pp.20-47 (訳書第3章pp.47-58) を要約している
- ix IFRSに規定を適用して市場価格が明らかでない金融商品を将来キャッシュ・フローの割引現在価値で評価した場合には主観的利益が認識されることになる。
- x リサイクリングをしないという考え方は、利益の認識を早め、改めて実現利益は認識しないという一段階での認識で終了することを意味する。図のブロックでいうと、下層から中層あるいは上層へと認識される利益が移行する形になる。したがって、当期純利益はそこだけ欠落することになるので、本来なら当期純利益を開示できないことになる。
- xi 公正価値による測定は国際財務報告基準 (IFRS) の特徴の1つである。公正価値は市場価格による測定を中心として、将来キャッシュ・フローの割引現在価値を用いた測定も市場価格の代替として認めている。ただしここでの市場価格は出口価格である売却価格を基本としており、ベドフォードが再調達原価をもって時価とする点で、市場価格とは異なっている。
- xii その1つとして、ダウングレーディング・パラドクスがあげられる。金融資産の時価評価と並行して負債の時価評価を実施した場合、例えば、発行体の信用力低下に伴う当該債券の時価の下落は、会計的に発行体に負債の評価益をもたらしてしまい、これが現実感覚と矛盾しているとされる。
- xiii 田中 (2013) p.114
- xiv 田中 (2013) pp.126-127
- xv 2009年のIFRS第9号金融商品会計基準の改定にあたって、当初、売買目的以外の金融商品 (おもに持ち合い株式が該当する) に係る損益はすべて当期純利益に計上するという案が提案されたが、日本側の抵抗で最終的にその他の包括利益というオプションが設けられたのであるが、その場合、売却益は当期純利益に計上できず、リサイクルもできないこととされた。これをもってIASBの意図は当期純利益を廃止し、包括利益に一本化することにあるのではないかと推測するものもいる (石川 (2009) pp.10-11)。
- xvi 岩井 (2005) p.82 周知のとおりフランスでは社会党が政権を握っていた時期もあり労働者の権利が伝統的に尊重されている。労働者側代表者の経営参加、労働時間規制、有給休暇制度等わが国が見習うべき点はまだ多い。
- xvii 岩井 (2005) p.22
- xviii 石川 (2013) pp.43-44

The Coexistence of Current Net Income and Comprehensive Income

Teruo KANEKO

Abstract

It is a complication that current net income and comprehensive income coexist in a same set of financial statements. Also, the existence of reclassification brings a confusion. The causes of such complication and confusion is in extension of fair value valuation. The concept of comprehensive income has been brought by re-evaluation of assets and liabilities, but current net income still continues to present in income statement or comprehensive income statement. Which is better in two income concepts for measure of performance? Bedford, he states several income concepts, for example, realized income as current net income and realizable income as other comprehensive income. Originally, both income concepts are different. Moreover, either income doesn't measure completely in present accounting practice. Therefore, presented comprehensive income is hard to understand for users of financial statement. There is a background of the opposition of industrial capitalism and financial capitalism. To think corporate social responsibility, the former is more important than the latter. Therefore, we must choose current net income. In this article, as supplementary information, the disclosure of a difference with reevaluation is proposed.